

維持管理計画

維持管理計画

- 目 次 -

- (1) 計画の要旨
- (2) 施設の点検補修
- (3) 排ガス等の測定項目と測定頻度
- (4) 安全衛生管理体制
- (5) 維持管理記録

(1) 計画の要旨

本計画は、釧路広域連合ごみ処理(焼却)施設を良好に運転及び維持管理していくため、以下の基本方針により維持管理に関わる基本的事項を定めるものである。

本施設の維持管理の基本方針は以下とおりとす。

- ① 本施設を安全かつ安定的に運転していくため、しっかりとした運営管理体制を構築し、技術管理者を中心とした計画的な保守体制を推進する。
- ② 年間連続運転を維持するため日常の点検・整備を確実にを行い、年間稼働スケジュールに基づいて機器の中間点検、定期点検補修、法定点検整備を行う。
- ③ 施設の維持管理に当たっては法に基づく維持管理の技術上の基準を遵守するほか、各種の公害防止対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境に与える負荷の軽減を図っていく。
- ④ 施設の運転作業は労働安全衛生法を遵守し、良好な作業環境の保持に留意して運転作業員の安全と健康を図る。
- ⑤ 施設の維持管理に関して法に基づく事項の記録を行うほか、各種運転記録、点検整備事項の記録等を作成し、維持管理の長期的な変化も把握していく。

(2) 施設の点検補修

① 施設の日常点検

現場運転員は担当する機器の運転に責任を持ち、点検・保守要領書に基づいて日常の点検・整備を確実にこなす。

② 施設の定期点検について

施設の年間連続運転を維持するため、年間稼働スケジュールに基づいて計画的に炉の運転を停止し、機器の中間点検、定期点検補修、法定点検整備を行う。

定期補修	年1回
中間点検	年1回
法定点検	各機器の法律の定めによる点検頻度

(3) 排ガス等の測定項目と測定頻度

定期的に排ガス等の性状を測定し、安定稼働と二次公害の発生防止を図る。

項目		測定頻度
ごみ質		年4回以上測定
燃焼室出口温度		常時監視
集じん器入口温度		常時監視
一酸化炭素濃度		常時監視
ばい煙	硫黄酸化物, ばいじん, 塩化水素, 窒素酸化物	2ヶ月に1回以上測定
排ガス中のダイオキシン類		年1回以上測定
溶融飛灰中のダイオキシン類		年1回以上測定
放流水		無放流 施設内で発生した排水は処理を行った後、施設内にて全量再利用する。

(4) 安全衛生管理体制

関係法令に準拠して安全、衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、粉じん防止、騒音・振動防止、換気及び必要照明の確保、ゆとりあるスペースの確保に心がけ、機能上及び保守点検上支障のない程度において減音対策を実施する。

なお、平成10年7月21日付労働省の「ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について」（基安発第18号）及び平成11年3月26日付厚生省の「廃棄物焼却施設における焼却灰等の飛散・流出防止対策の徹底について」（衛環第29号）を考慮し、作業環境（通常の業務において作業者が立ち入る場所）のダイオキシン類濃度を $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下となる措置を講じる。

また、運転作業員に対して安全教育を計画的に実施し、当該業務に関わる安全衛生のための必要な知識を教育する。

(5) 維持管理記録

施設の維持管理に関して法に基づく事項の記録を確実に行っていくほか、運転日誌、各種運転記録、点検整備事項の記録を残し、短期間では現れない長期的な変化についても経時的に把握し、日常の運転管理に反映させていく。